主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人栗坂諭の上告趣意のうち、憲法一四条違反をいう点は、記録に徴しても、本件公訴の提起に所論のような違法、不当な点があつたとは認められず、憲法三八条三項違反をいう点は、所論A及びBの各供述は「本人の自白」にはあたらないから、所論はいずれも前提を欠き、その余は、憲法三七条二項違反をいう点をも含め、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五六年四月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	宮	崎	梧	_